（前のページより続き）
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛八〇～八二）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（同八三）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
岩手県　大阪府　愛媛県　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
日野川水系河川整備計画の策定について（中国地方整備局）　一〇
産　業
日本工業規格
（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　一一
国家試験
平成二十八年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一二
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁

公認会計士懲戒処分、財団、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、公示送達、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

一三
二七

最高裁規則

○最高裁判所規則第三号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

最高裁判所

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間等に関する規則

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間、休日、休暇、育児休業、育児短時間勤務、育児時間、自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する事項については、その性質に反しない限り、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）に掲げる国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十二号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）及び国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の規定に基づく人事院規則の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間に関する規則の廃止）

2　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の勤務時間に関する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第一号）は、廃止する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○総務省令第二十七号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次及び第四章第一節の二の節名中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第五十条の十の見出し中「決定書」を「裁決書」に改める。

第五十二条第一項ただし書中「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

（電波監理審議会議事規則の一部改正）

第二条　電波監理審議会議事規則（昭和二十七年郵政省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「決定案等」を「裁決案等」に改め、同条第一項中「の規定による決定案、法第百四条の三第二項若しくは第百四条の四第二項において準用する法第九十三条の四」を「法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「決定案、」を削り、「附記する」を「付記する」に改める。

（電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部改正）

第三条　電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第四条第一項、第五条第二項及び第六条中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第九条第一号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第五号中「又は保佐人」を「、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第十条中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第十五条第一項中「当該事案の異議申立人」を「当該事案の審査請求人」に、「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。